

令和6年度第2回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和6年9月3日（火）

午前10時00分開会

○事務局（中山） ただいまから令和6年度第2回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私、本日司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課副課長の中山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

会議は、ウェブ会議形式で行いますので、議長及び御発言いただく委員以外の方は、常時カメラをお切りいただくか静止画を表示いただくかのどちらかとしていただくようお願いいたします。また、音声は常時ミュートにいただき、御発言される場合には、ズームのリアクションボタンの挙手をし、議長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

また、こちらもウェブ会議形式であることを考慮してのお願いとなりますが、資料についての御発言の際は、大変恐縮ですが、当該資料がどの資料、ページ数を指すのか御指摘の上、御発言いただきますよう重ねてお願いいたします。

それでは次に、資料の確認をさせていただきます。資料は、事前にメールで配付させていただきます。配付した資料は、次第に記載のとおりでございます。また、準備書一式については、事前に郵送させていただきます。

本日御出席いただいている委員の皆様は、出席者名簿のとおりでございますが、加藤委員、御法川委員は御出席いただいておりますが、資料に反映されておられません。申し訳ございません。なお、岩見委員、島田委員、田中委員、町田委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境部環境政策課課長の鈴木より御挨拶申し上げます。

○鈴木環境政策課長 皆様、おはようございます。環境政策課長の鈴木健一でございます。

朝賀会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県の環境行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本日は大変お忙しいところ、令和6年度第2回埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

埼玉県では、令和5年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定されたことを踏まえ、埼玉県生物多様性保全戦略を改定し、生物多様性の損失を食い止め、回復させるネイチャーポジティブの取組を推進しております。ネイチャーポジティブの実現に向け、環境影響評価制度及び本審議会の役割もますます重要となっております。

さて、本日御審議いただく事業は、坂戸市で実施されます坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地整理事業です。この事案におきましては、令和6年5月23日に諮問を行い、2回の小委員会の御審議を経て本日の審議会に至っております。今回の事業は、水田が広がる低地における大規模な面的開発事業であり、計画地周辺にはハクチョウの飛来地もあるということで、小委員会におきまして多くの御意見をいただきました。小委員会の委員の皆様方におかれましては、熱心な御審議を賜りましたことに心からお礼申し上げます。本日の審議会におきましても、大気、水質、動植物、廃棄物、温室効果ガスなど、各委員の皆様の専門的な御知見、御経験に基づきまして、忌憚の

ない御意見を頂戴したいと思います。

以上で、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（中山） 岩見委員は御出席いただいておりましたが御紹介するのを失念しておりました。申し訳ございませんでした。

さて、本日の会議でございますが、委員総数18名のうち、過半数に達する15名の御出席をいただいておりますので、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行を朝賀会長にお願いしたいと存じます。

朝賀会長、よろしくお願いいいたします。

○会長（朝賀） それでは、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

これから本日の議事に入るわけですが、審議会の会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（羽根尾） 事務局から説明させていただきます。

本日の審議会には、2名のオンラインによる傍聴希望者が来ております。審議会規則第8条では、審議会の会議は公開するとしておりますが、本日、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることもできます。改めて、会議の公開、非公開につきまして、皆さんにお諮りさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○会長（朝賀） 審議会は原則公開ということですが、公開することでよろしいでしょうか。御異議等ございませんでしょうか。

○会長（朝賀） それでは、公開としますので、傍聴希望者を会場に入れてください。

○事務局（羽根尾） 事務局でございます。今、傍聴希望者が入室します。入室が完了しましたら御連絡いたしますので、いましばらくお待ちください。

○事務局（羽根尾） 事務局でございます。傍聴者2名入室いたしましたので御報告いたします。

○会長（朝賀） 傍聴の皆さんには、事務局から事前にメールで御案内した注意事項をお守りいただくようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会規則第9条第2項により、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2人の委員が署名しなければならないこととなっております。そこで、石川敬祐委員と永田委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○永田委員 はい、永田です。お受けします。

○石川（敬） 委員 石川です。承知いたしました。

○会長（朝賀） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1として、坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について審議に入りたいと思います。

本日は、小委員会の委員でなかった委員にも御出席いただいておりますので、計画の策定者に準備書の内容を改めて説明していただきます。

それでは、準備書の内容について、都市計画決定権者である坂戸市様から説明をお願いいたします。
○坂戸市都市計画課（林） 坂戸市です。自己紹介させていただきます。坂戸市都市計画課長の林です。

同じく係長の松本です。

○坂戸市都市計画課（松本） 松本です。よろしくお願いします。

○坂戸市都市計画課（林） 大栄不動産株式会社、若林プロジェクトリーダーです。

○大栄不動産株式会社（若林） 若林です。よろしくお願いします。

○坂戸市都市計画課（林） 岡本部長です。

○大栄不動産株式会社（岡本） 岡本です。よろしくお願いします。

○坂戸市都市計画課（林） 戸田建設株式会社、土屋部長です。

○戸田建設株式会社（土屋） 土屋です。

○坂戸市都市計画課（林） 株式会社たばたプランニング、新井支店長です。

○株式会社たばたプランニング（新井） 新井です。よろしくお願いいたします。

○坂戸市都市計画課（林） 株式会社環境管理センター、井上副事業部長です。

○株式会社環境管理センター（井上） よろしくお願いいたします。

○坂戸市都市計画課（林） 同じく渡邊グループリーダーです。

○株式会社環境管理センター（渡邊） よろしくお願いいたします。

○坂戸市都市計画課（林） 同じく担当の石渡様です。

○株式会社環境管理センター（石渡） よろしくお願いいたします。

○坂戸市都市計画課（林） それでは、これより説明を申し上げます。

説明は、株式会社環境管理センターから申し上げます。よろしくお願いいたします。

○株式会社環境管理センター（渡邊） それでは、坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について説明をさせていただきます。

本事業の都市計画決定権者は坂戸市、事業者は大栄不動産株式会社となっております。

続きまして、計画地の位置につきまして、計画地は坂戸市の東部、越辺川が流れる流域沿いの田んぼに計画地は位置しております。南側には坂戸インターチェンジが隣接してございます。

続きまして、工事工程になります。本事業の工事工程としまして、令和6年度から工事を着工いたしまして、おおむね4年半程度で区画整理事業を完了するという計画としております。

続きまして、土地利用計画につきまして、こちらが本事業の土地利用計画となりますが、概ね計画地の中央部に都市計画道路が通りまして、その周囲に事業用地、黄色でお示しする範囲に事業用地を設定する計画としております。また、北側の越辺川沿いには水路や調整池、公園を設置する計画としております。

続きまして、車両の主要な走行経路につきまして、本事業に伴う関連車両、主要な走行経路につきましては、主に南側に隣接しております坂戸インターチェンジを利用しまして、圏央道を利用する車両のほか、一般県道伊草坂戸線等を利用して、坂戸市内、また川島町の方へ走行する車両を想定しております。

続きまして、本事業に伴いまして、自然共生型の地域づくりのための検討協議会を過去に実施しているという状況でございます。本事業につきましては、良好な自然環境の保全と土地区画整理事業実施の一体的推進を実現するための各種検討及び合意形成の場として、地権者協議会、事業者、環境保護団体、学識者、行政関連セクションによる構成メンバーにて準備会を開催し、環境保全の検討等を進めております。こちらが開催状況、また参加された委員の所属等についてお示ししております。委員A、B、C、D、E、続きまして、F、G、そのほか坂戸市様、事務局、事業者としまして大栄不動産株式会社様等に御参画いただいております。

続きまして、これらの検討協議会等を踏まえた本事業に関わる水辺環境、草地環境及び樹林環境等の保全等について検討した結果の一部を御紹介いたします。まず、計画地の北西側、図面で言いますと右上にお示しします水色の範囲に計画地内に調整池を設ける計画としております。こちらについては、水辺、湿地環境の保全、創出の観点としまして、多自然型の調整池として整備すること、越辺川と企業用地との緩衝機能を持たせるといった観点で設置しております。その西側、緑で示す範囲に緑地公園を設置する計画としております。こちらは、草地環境の保全、創出の観点で草地環境を確保すること、また調整池との緩衝緑地帯の確保の観点から設置をしております。このほか黄色でお示しする企業用地の周辺に緑色の細かい網かけをかけておりますが、こちらが樹林地の環境創出の観点で緩衝緑地帯を15メートル程度設けること、こちらは企業用地と調整池との緩衝機能を持たせる観点から設置をしております。

調整池の具体的な状況について、抜粋してお示しをしております。水辺環境の創出の観点から、調整池の中で常時湛水エリアとその他のエリアということで、水深を分けて変化をつけて、水辺植生、水生生物等の生息、生育環境を確保するという計画としております。

続きまして、隣接する公園内における草地、緑地環境の創出につきまして、図面の右手に先ほど映した調整池がございますが、調整池と接続するような近接するエリアには湿性の緑地ゾーンを設けること、またそれ以外に乾性の低茎草地、高茎草地を設けることとしております。

続きまして、環境影響評価の概要につきまして、まずこちらが本準備書で対象としております環境影響評価項目となっております。本事業に伴う工事中、存在、供用の観点から、それぞれ大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動植物、生態系、景観、自然との触れ合いの場、日照障害、廃棄物等、温室効果ガス等について予測評価を行っております。本日は、この中から抜粋して御説明させていただきます。

まず初めに、大気質につきまして、予測内容としましては、工事中の建設機械の稼働、施設の運搬等の車両の走行、また造成等の工事に伴う大気質について予測を行っております。

供用時につきましては、施設の稼働、また自動車の交通の発生に伴う大気質について予測を行っております。

まず初めに、建設機械の稼働に伴う大気質の予測評価の結果につきまして、こちらは建設機械が稼働した際にどの程度の影響が計画地以外に及ぶかについてお示ししております。図中の星印でお示しますポイントが工事中における最大付加濃度が出現する地点で、こちらの二酸化窒素の予測結果としましては、最大付加濃度で0.00883ppm、将来予測濃度としましては0.03ppm程度となっております。右手にお示します環境基準を下回る結果となっております。

続いて、浮遊粒子状物質につきましても、将来予測濃度としましては0.04ミリグラムとなっており、環境基準0.1ミリグラムを下回る結果となっております。

続いて、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質につきまして、こちらは計画地周辺の主要な道路上4断面を設定しまして、道路断面における二酸化窒素を予測した計画をお示ししております。

予測を行った4地点いずれにしましても、将来予測濃度としましてはおおむね0.02ppm程度となっております。環境基準の値を下回る結果となっております。

同じく浮遊粒子状物質につきましても、それぞれナンバー1からナンバー4の断面におきまして、将来予測濃度としましてはおおむね0.037ミリグラム程度となっております。環境基準を下回る値となっております。

続きまして、造成等の工事に伴う大気質につきまして、こちらは計画地内の企業用地の工事を実施する時期において最も影響が計画地内に出る時期を対象に予測を行っております。時期につきましては、図中の黄色、オレンジ色のような形で、計画地の西側で土工事を実施する際に最も影響が大きくなる時期を対象に予測を行っておりますが、第3街区で予測を行う際に、計画地の西側の住居地域について最も大きな影響が出るものと予測しております。

予測結果につきましては、西側敷地境界において春夏秋冬の予測を行っておりますが、おおむね3.3から4.1トン程度となっております。評価の指標となります10トンといった値を下回る結果となっております。

続いて、施設の稼働に伴う大気質の予測評価の結果につきまして、本事業は土地区画整理事業であることから、建物情報等はまだ詳細は決まっていないものの、環境影響評価のために仮想として建物を配置して、その建物から各種大気汚染物質が発生するものと予測を行っております。こちらの予測結果につきましては、二酸化窒素で0.023ppm程度、二酸化硫黄で0.007ppm程度、浮遊粒子状物質で0.04ミリグラム程度、非メタン炭化水素で0.263ppm程度となっております。それぞれ右手にお示します環境基準等の評価の指標を下回る値となっております。

続きまして、関連車両の走行経路につきまして、予測を行った4断面につきましては、工事中と同様の計画地南側の幹線道路上4断面となっております。それぞれ二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素について予測を行っておりますが、いずれの物質につきましても、環境基準等と比較して、それを下回る値となっております。

大気質に関わる環境保全のための措置につきまして、工事中につきましては、排出ガス対策型の機種の使用に努めること、アイドリングストップを徹底すること。また、造成箇所、仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行うなどの措置を講じてまいります。

続きまして、供用時につきましては、進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全

条例に定める規制基準を遵守させること。また、進出基準の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を指導するといった措置を講じてまいります。

続きまして、騒音・低周波音、振動につきまして、まず工事中につきましては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行について予測を行っております。

また、供用時におきましては、施設の稼働、自動車交通の発生に伴う影響についてそれぞれ予測を行っております。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音、振動につきましては、先ほどの粉じんの予測と同様に、計画地西側の3街区で工事を実施する際の西側住居地域に対する影響についてお示ししております。

予測結果としましては、騒音で55デシベル、振動で37デシベル程度となっており、右手にお示しします評価の指標となります基準とおおむね同程度、もしくはそれを下回る値となっております。

続きまして、資材の運搬等の車両の走行に伴う騒音、振動の予測評価の結果につきまして、こちらは騒音で赤字でお示ししておりますナンバー2、ナンバー3、ナンバー4の地点を除きまして、それぞれ振動の昼間、夜間の値については評価の指標となる基準を下回る結果となっております。

騒音につきましては、評価の指標を一部上回る結果となっておりますが、現況の調査結果が一部こちらの基準等を上回る状況が見られており、本事業に伴う影響は1デシベル未満となっておりますので、著しい影響はないものと考えております。

続きまして、施設の稼働に伴う騒音の予測評価の結果につきまして、こちらも先ほどの大気質の施設の稼働と同様に、仮定で設定した計画地内の建物から出る影響についてそれぞれ予測を行っております。本事業、施設の稼働に伴う予測の結果、南西側住居地域におきまして、予測結果としまして、昼間で52デシベル、夜間で50デシベル程度となっており、環境基準を夜間で上回る結果となっております。こちらにつきましても、先ほどの車両と同様に、一部現況の騒音レベルが環境基準等を上回るような結果として見られておりましたので、予測結果は評価の指標を一部上回るものの、著しい影響はないものと考えております。

続きまして、施設の稼働に伴う振動につきましては、予測結果としまして53デシベル程度となっており、評価の指標となる感覚閾値を下回る結果となっております。

続きまして、関連車両の走行に伴う騒音、振動につきまして、こちらも工事用車両と同様に、騒音のナンバー2、ナンバー3、ナンバー4を除き評価の指標を下回るような状況となっておりますが、工事用車両と同様に、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4については、現況の騒音レベルが一部環境基準等を上回るような結果となっておりますことから、評価の指標をこちらでも上回るような結果として見られております。こちらの結果につきましても、著しい影響はないものと考えており、後ほど御説明いたします環境保全措置等を講じることによって影響は低減されるものと考えております。

騒音・低周波音、振動に関わる環境保全の措置につきまして、まず工事中につきましては、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること、計画かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるといった措置を講じてまいります。

供用時につきましては、進出企業に対し、騒音、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守すること、進出企業の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的

的な運行管理を指導するといった措置を講じてまいります。

続きまして、動植物、生態系につきまして、まず本事業の現況調査の結果、こちらにお示ししております保全すべき動物が確認されております。哺乳類としましては、ノウサギやタヌキなどの4種、鳥類として32種、爬虫類として4種、両生類として4種、昆虫類として12種、魚類、底生動物でそれぞれ2種類の保全すべき動物が確認されております。

続きまして、保全すべき植物につきましては、こちらにお示ししますヒメミズワラビ、ハンゲショウ、ウリカワなどの種数としまして23種の保全すべき種が確認されております。

これらの結果を踏まえまして、生態系の注目種としましては、上位性について、哺乳類としてタヌキ、鳥類としてオオタカ、アオサギ。また、典型性として、鳥類のヒバリ、両生類としてトウキョウダルマガエル、魚類としてミナミメダカを選定しております。

動植物、生態系に関わる環境保全措置の概要につきまして、こちらは、先ほど冒頭でも御説明いたしました。計画地北側の越辺川を流れるエリアと隣接する範囲には、水辺環境、湿地環境の保全、創出の観点から、多自然型の調整池を整備すること。また、草地環境の保全、創出の観点から、草地環境を確保するために公園を設けること。また、企業用地との緩衝緑地帯を15メートル程度設けることとしております。こちらの環境保全措置及び評価について、こちらのとおり整備しております。調整池は、計画地の北側に配置し、越辺川周辺の良い生物の生育、生息基盤と企業用地との緩衝機能を持たせること。調整池は、一部常時水面を確保し、コハクチョウなどの水鳥、トンボ類などの生息を確保すること。調整池は、護岸形状及び水深に変化をつけ、様々な水生動物が生息できる環境を整備すること。また、地区内北側の水路については開渠とし、たまりや流れに変化をつけるなど、水生動物の生息環境を確保してまいります。

続いて、景観につきまして、予測内容としましては、造成地、施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観への影響について予測を行っております。

景観の調査予測地点につきましては、お示しの図面のとおり、計画地周辺で10点程度選定をしております。本日は、ここから北側のハクチョウ飛来地及び南東側の道場橋からの眺望の変化の状況について抜粋して御説明いたします。

まず、北側のナンバー2、ハクチョウの飛来地につきまして、現況の状況としましてはお示しの写真のとおり。続きまして、こちらが予測の結果となっております。計画地内の建築物につきましては、詳細情報が未定であることから、灰色のボックス状でお示ししておりますが、地区計画上最も高くなるようなものが建つという想定の下、予測を行っており、計画地内で建物高さ31メートルの高さが設置されるものとして予測を行っておりますが、計画地内の建物については、おおむね手前の樹林等の樹幹の高さに収まる程度の高さになるものと考えており、こちらの眺望状況に対して著しい影響はないものと考えております。

続きまして、南東側、道場橋からの眺望の状況、こちらが現況となっております。

続いて、予測結果となります。計画地内に、先ほど同様にボックス状の建物、最大高さ31メートルの建物が設置された場合を想定して、写真をお示ししております。眺望の状況としましては、手前に圏央道が走る陸橋の背後に建物等が出現しますが、周辺のスカイラインや鉄塔等の状況等鑑みて、

著しい影響はないものと考えております。

景観に関する環境保全のための措置としまして、各進出企業に対して周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めること。また、企業用地の外周部に緩衝緑地帯を設置し、景観への影響の緩和に努めるといった措置を講じてまいります。

最後に、自然との触れ合いの場について、工事中につきましては、工事の実施による影響。また、供用時には、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による影響についてそれぞれ予測を行っております。

自然との触れ合いの場の調査地点につきましては、計画地周辺、図面にお示しします4地点程度としております。このうち、ハクチョウの飛来地について抜粋して御紹介いたしますが、ハクチョウの飛来地につきましては、坂戸市及び川島町からハクチョウが飛来する様子を見学の方が比較的多く利用されている状況で、その時期には見学者用の駐車場も設けられているといった状況となっております。

こちらの利用環境の改変の程度につきましては、本事業の実施による直接的な改変はなく、計画地との離隔が確保されていることから、工事中の大気質や騒音等による影響、また供用時の騒音、日照障害等の影響は軽微であると予測しております。また、交通手段の障害のおそれの有無については、アクセスは主に徒歩や自転車及び自動車であり、主要なアクセスルートは本事業の資材運搬等の車両及び関連車両の走行ルートとは外れているものと考えられることから、これらの影響はないものと予測しております。

環境保全のための措置につきましては、前段で御紹介している工事中の環境保全措置、供用時の環境保全措置とおおむね同様であるため、一部割愛させていただきますが、供用時につきましては、計画地の北側に公園や調整池を配置し、越辺川等の隣接するこのような自然との触れ合いの場への影響の低減に努めるとともに、緑の連続性を持たせ、利用環境の促進を図ることとしております。

最後に、事後調査の計画につきまして、事後調査の計画につきましては、お示しの表のとおり、項目としまして騒音・低周波音、地盤、動物、植物、景観について、それぞれ工事中及び供用時に調査を実施することとしております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、ただいまの坂戸市様からの説明について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷委員 東京大学、中谷と申します。1点確認ですが、大気質の評価結果のうち、施設の稼働に伴う評価をされていましたが、どのような施設が入居するのか、まだ決まっていないということでした。それであれば、この濃度の予測というのは、それぞれの物質の排出量はどのような条件、どのような想定に基づいて評価をされているのでしょうか。

○会長（朝賀） 回答をお願いいたします。坂戸市様、よろしくお願いいたします。

○株式会社環境管理センター（渡邊） 御指摘のとおり、まだ計画地内、用地内にどのような企業が立地するという事は決まっていないことから、地区計画において工業地域で立地可能な業種を誘致

する計画であることから、燃料使用量の原単位上、最も大きくなる汚染物質排出量が最大となるような観点から、石油製品、石炭製品の製造業を選定して予測を行っております。御指摘のとおり、最大影響を見込むために設定しておりますことから、若干現実的な企業の配置、選定にはなっていないものの、最大影響は抑えられているものと考えております。

○中谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長（朝賀） そのほか何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、挙げていただいた順で御法川委員よろしくお願いたします。

○御法川委員 おはようございます。法政大学、御法川です。騒音を担当しております。騒音予測の情報ありがとうございました。少し気になったところといたしましては、基準が予測の時点で上回っている箇所がございます。こちらに対して対策案がいくつか示されているのですが、もう少し精度を上げたような対策、具体的に、例えばどこをどれくらい変えるとオーバー値を改善できるかといったような、もう少し具体的な対策を示されるとありがたいと思いました。

また、基準値内であっても、暗騒音、現状の騒音との差が大きくなると、民家では、感覚的にはかなり騒音が大きくなったという印象を受けるので、この点についても実務上は留意したほうがよろしいと思ったところです。

最後に、騒音ではなく一般的な内容の質問ですが、この地域はいわゆる河川流域ということで、水害ハザードなどのリスクがある程度あるところだと思います。調整池をつくられるのは自然環境の保全というところもあるかと思いますが、災害へのバッファ的な要素ということもあるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○会長（朝賀） 坂戸市様、よろしくお願いたします。

○株式会社環境管理センター（井上） ありがとうございます。まず、騒音の話からお答えいたします。

本事業は面整備事業であります。上物は、これから企業誘致をしていきますので、ある程度騒音の機器が大きい業種を設定し、正形の建物を便宜上置いて騒音を予測したり、車両につきましては、全部物流施設が建ったときの最大値を入れたりしています。

そういう意味で、御指摘のように、若干騒音の値等が大きくなっていることは確かです。対策に関しましては、業種や進出企業によって特性がありますが、企業は個別法で騒音値を基準値内に抑えていかないといけなくなります。そうしますと、そこは企業の対策がありますので、我々的には今、保全措置に書いているように、民家が近いこと、もしくはアセスの想定時の騒音が大きいのでそれ相当の対策をしてくださいと、誘致段階での働きかけに留まらざるを得ないというのが今回のアセスの限界点といいますか立ち位置になります。そういった意味で、騒音の対策が抽象的、具体性に欠けるといことは、いたし方ないといいますか、現時点ではこれがベストというような形の表現とさせていただきます。

次に、調整池につきましては、調整池の基準がございまして、洪水調整ができる容量を確保した上で、さらにプラスアルファの部分で少し掘り込みなどをして水辺環境をつくるという形としておりますので、防災機能と自然環境保全を両立したような調整池の設計になっているという形で受け止めて

いただければと思います。

以上になります。

○御法川委員 ありがとうございます。

○会長（朝賀） よろしいでしょうか。

それでは、森川委員、よろしく願いいたします。

○森川委員 森川です。御説明ありがとうございます。大気環境が専門ですが、大気環境については先ほど中谷委員が御質問されましたので、分かりました。

お聞きしたいことは、計画地の非常に大きな特徴として、大きな調整池と公園が整備されるということで、今御説明があったように、とても自然に配慮してということでしたが、これを実際に運用していく場合、うまく自然環境が整っていくまではある程度見ていってあげないといけないと思っていて、誘致企業さんのところは企業さんが担当されるのでしょうかけれども、調整池や公園については坂戸市さんのほうで面倒を見ていかれる予定なのでしょうか。

○坂戸市都市計画課（林） 調整池は、整備後、市に移管されて、管理は市になります。整備の方針については、今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○森川委員 現地を見させていただいたときも、外来種の植物や、記載ありましたようにアライグマなどもいるかもしれないということで、お世話といたしますか、見ていく必要があると思いましたので御質問しました。ありがとうございます。

○会長（朝賀） その他何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長（朝賀） それでは、御質問、御意見とも出尽くしたようですので、都市計画決定権者の方々はここで退席していただきます。ありがとうございました。

○事務局（羽根尾） 事務局でございます。アセス受託者及び都市計画決定権者が退席されましたので、御報告いたします。

○会長（朝賀） それでは、審議会答申の審議に入りますが、議事の1、坂戸市都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地整理事業環境影響評価準備書につきましては、小委員会で審議を行い、小委員会の意見が作成をされています。小委員会の寺内委員長から小委員会報告及び小委員会意見について説明をよろしく願いいたします。

○寺内委員長 それでは、小委員会について御報告させていただきます。

資料1ですが、まず小委員会は、9人で審議いたしました。

2番の調査及び審議経過ですけれども、6月27日に第1回の小委員会を行いまして、都市計画決定権者からの説明を聞き、質疑応答等を行いました。第2回を7月25日に開催しまして、ここで小委員会の意見を集約しております。小委員会の意見につきましては、次の資料1—2になります。

まず、1番の全般的事項ですが、（1）番、盛土工事などで建設機械の集中した稼働などによって、騒音、振動の値が基準値を超える調査地点が生じないように計画的な作業と運行を行うということ。

（2）番、計画地内が盛土造成することに伴って、動植物の生息、生態系への影響が懸念されることから、公園整備の際には、単に緑地を創生するのではなく、この地域本来の耕作環境を創出できる

ように検討することということ。

(3) 番、計画地内に設置する調整池は、防災面に加え、水辺、湿地環境の創出や水辺利用にも配慮する必要があることから、計画地北側に設置する多自然型の調整池については、多様な水辺水生植物が定着できる護岸形状及び法面勾配となるように検討することということ。

(4) 番、計画地北側に設置する多自然型の調整池については、水辺、湿地環境の創出という調整池の二次的機能も維持できるよう継続的に管理を行うこと。

(5) 番、大規模建築物の立地に伴い、鳥類の建物への衝突が懸念されることから、進出企業に対して必要な衝突防止対策を講じるよう働きかけるとのこと。

(6) 番、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要があることから、進出企業に対して圧迫感が軽減されるような建築計画や緑化計画を検討するように働きかけること。

(7) 番、温室効果ガスの排出量については、各種計画と整合が図られるよう、温室効果ガス排出量が抑制されるような造成事業、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力の購入などを義務づけるなど、より強く働きかけること。

2番の水質につきましては、造成等の工事実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息、生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

3番の動物につきましては、(1)番、計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、計画地周辺住居にアライグマなどの特定外来生物が移動することもあるので、被害防止に向けて対応すること。

(2)番、鳥類における夜間の生息状況等について、調査結果がある場合は、評価書に追加すること。

4番の生態系につきましては、計画地に整備する緩衝緑地帯及び公園の植栽においては、遺伝的多様性保全のために植栽木の系統について配慮する必要があることから、可能な限り地域性種苗を活用すること。

5番の景観につきましては、大規模建築物の立地が想定されることから、進出企業に対して、建物の形状、大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩、緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけるとのこと。

6番の廃棄物につきましては、事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新のデータや実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価の結果の精度の向上を図ること。

7番の温室効果ガスにつきましては、予測結果が現在の坂戸市の産業部門からの排出量よりも多いものになっていますので、図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

8番の史跡、文化財については、計画地に隣接する木曾免遺跡については、計画地内にまで遺跡が存在する可能性があり、埋蔵文化財が確認された場合は、市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。

9番の事後調査につきましては、まず(1)番の騒音・低周波音について、現在想定している環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握して、対策が不十分な場合に

は、進出企業に対して追加の環境保全措置を講じるよう働きかけるということ。

(2) 番の動物につきましては、猛禽類の営巣、繁殖状況については、工事期間中の調査を実施し、必要な環境保全措置を講じるということ。また、鳥類における夜間の生息状況等について、事後調査によって把握して、必要な環境保全措置を追加するということ。

(3) 番の植物につきましては、保全すべき植物の代償措置について、継続的な管理を行うということ。また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じることという意見となっております。

小委員会の報告は以上です。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

ただいま説明のありました小委員会意見を当審議会の答申とすることにつきまして、御意見等はいかがでしょうか。

○会長（朝賀） 先ほどの都市計画決定権者からの説明も含めて、特にないということによろしいでしょうか。

○会長（朝賀） それでは、特に御意見、御質問等もございませんでしたので、審議会答申を取りまとめたいと思います。

では、坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価準備書についての審議会答申は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○会長（朝賀） もし事務局による多少の文言整理等がございましたら、それを含めて答申といたしたいと思います。なお、最終的な答申の文言につきましては、私に一任していただきたいと存じますが、こちらもよろしいでしょうか。

○会長（朝賀） 特に御異議等ございませんでしたので、ありがとうございます。

それでは次に、議事の2、今後の環境影響評価事案についてに進めさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽根尾） 事務局、羽根尾でございます。まず、議事1につきまして、ありがとうございました。

事務局から1点だけ補足をさせていただければと思います。御審議いただいたとおり、原案のとおりという形で進めさせていただきます。あわせて、本日の審議会での坂戸市に対する質疑応答の際の中谷委員、御法川委員、森川委員の御意見につきましては、事務局を通じて都市計画決定権者にお伝えいたします。特に騒音、振動については、基準値内であっても、その変化というところは重要な御指摘かと思っておりますので、そういったところは改めて事務局から都市計画決定権者にお伝えさせていただきます。

それでは次に、議事の2の今後の環境影響評価の事案につきまして進めさせていただきます。

事案について御説明させていただきます。今後皆さんに御審議をいただく新規の事案としまして、入間都市計画事業（仮称）木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業がございます。こちらは、県条例アセスの対象事業となります。こちらは埼玉県南西部に位置します入間市の土地区画整理事業となりまして、計画地の場所は、航空写真が見づらくて恐縮ですが、東京都との県境でございます圏央道青梅イ

ンターチェンジの東側、埼玉県側となります。アセス手続の実施主体につきましては、坂戸市の事案と同様、都市計画決定権者である埼玉県入間市が実施いたします。

続いて、簡単ではございますが、調査計画書における主な特徴について御説明いたします。まず、1点目、①でございます。計画地の今の現況の土地の利用については、農地、主に狭山茶で有名な茶畑でございますが、調整池を設置する予定地の場所を除きまして、全面的に企業用地に改変される計画となっております。

2点目でございます。計画地から1.5キロ以内でオオタカの営巣確認の情報がございまして、この場所がオオタカの推定高利用域に該当しているというところでございます。

そして、3点目でございます。見づらくて恐縮ですが、こちら紫の枠で囲っているところが東京都側になりますが、こちら青梅市のほうで東京都アセス条例の対象事業として、青梅市による土地区画整理事業が実施されております。現在のアセス手続の状況としましては、公開されている情報ですと評価書手続、3段階目の手続まで終了しており、必要な開発等の手続を踏まえれば事業着手できるような状況となっているところでございます。

時期はやや紫のほうが先行しておりますが、周辺地域で100ヘクタール前後の土地の改変が見込まれているところもございまして、そういった周辺地域の累積的な影響についても考慮するような事案で、かつ累積的な影響、複合的な影響についても今後皆さんで御審議いただければというところでございます。

そして、最後4点目、こちらあくまでも現段階の計画でございますので、確定ではないというところではございますが、雨水を含め計画地からの排水については、現在では調整池を経由して、計画地北側に流れる河川へ放流するという計画になっております。

簡単ではございますが、以上で事業の説明を終わります。事業の内容や調査計画書の詳細につきましては、今後、小委員会を設置させていただき、その中で改めて入間市から説明をいただくことになっております。

以上でございます。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

委員の皆様から、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長（朝賀） それでは、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

○事務局（中山副課長） 朝賀会長、進行ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。本日は御審議いただきありがとうございました。

午前11時03分閉会